

（別紙）租税条約適用国一覧（2012.12 月更新）

項目 相手国名	教 授		自由職業者		使用料	
		要件・上限期間		その他の要件		税率
わが国の条約例		期間:2年 目的:教育又は研究 免税:教育・研究の報酬		固定的施設を有する場合 にその固定的施設に帰属 する所得についてのみ課 税		10%以下
アイルランド	○	2 年 ※教育に限定	○		○	10%
アゼルバイジャン	○	2 年	×		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
アメリカ	○	2 年	○		○	免税
アルメニア	○	2 年	×		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
イギリス	×		○		○	免税
イスラエル	○	2 年 ※居住地で課税されること	○		○	10%
イタリア	○	2 年	○		○	10%
インド	○	2 年	○	183 日超滞在の場合課税	○	10%
インドネシア	○	2 年	○	183 日超滞在の場合課税	○	10%
ウクライナ	○	2 年	×		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
ウズベキスタン	○	2 年	×		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
エジプト	○	2 年	○	183 日超滞在の場合課税	○	15% ※映画フィルムを除く
オーストラリア	×		○		○	5%
オーストリア	○	2 年 ※教育に限定	○		○	10%
オランダ	×		○		○	免税
カザフスタン	×		×		○	5%
カナダ	×		○		○	10%
韓国	○	2 年 ※居住地で課税されること	○	183 日以上滞在の場合 課税	○	10%
キルギス	○	2 年	×		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
クウェート	×		×		○	10%
グルジア	○	2 年	×		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
サウジアラビア	×		○	183 日以上滞在の場合 課税	○	学術上の設備の使用→ 5% その他→10%
ザンビア	○	2 年	○		○	10%
シンガポール	×		○	183 日超滞在の場合課税	○	10%

項目 相手国名	教授		自由職業者		使用料	
		要件・上限期間		その他の要件		税率
スイス	×		○		○	免税
スウェーデン	×		○		○	10%
スペイン	○	2 年	○		○	10%
スリランカ	○	2 年	○	・ 183 日超滞在の場合課税 ・ 居住地国の居住者の為の役務提供であり、居住地で課税されること	○	著作権・映画フィルム→ 免税 特許権等→ 半額課税
スロバキア	○	2 年	○		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
タイ	○	2 年	×		○	15%
タジキスタン	○	2 年	×		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
チェコ	○	2 年	○		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
中国	○	3 年	○	183 日超滞在の場合課税	○	10%
デンマーク	○	2 年	○		○	10%
ドイツ	○	2 年 ※教育に限定	○		○	10%（真正譲渡を除く）
トルクメニスタン	○	2 年	×		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
トルコ	×	×	○	183 日超滞在の場合課税	○	10%
ニュージーランド	○	2 年 ※教育に限定	○	・ 183 日超滞在の場合課税 ・ 居住地国の居住者の役務提供であり、居住地で課税されること	×	×
ノルウェー	×	×	○	183 日超滞在の場合課税	○	10%
パキスタン	×		○	183 日超滞在の場合課税	○	10%
ハンガリー	○	2 年	○		○	文化的使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
バングラディッシュ	○	2 年	○	183 日超滞在の場合課税	○	10%
フィジー	○	2 年 ※教育に限定	○		○	10%
フィリピン	○	2 年	○	120 日超滞在の場合課税	○	一般→ 10% 映画フィルム→ 15%
フィンランド	○	2 年	○		○	10%
ブラジル	○	2 年	○		○	一般→ 12.5% 商標権→ 25% 映画フィルム等→15%
フランス	○	2 年	○		○	免税
ブルガリア	○	2 年 ※居住地で課税されること	○		○	10%

項目 相手国名	教授		自由職業者		使用料	
		要件・上限期間		その他の要件		税率
ブルネイ	×		○		○	10%
ベトナム	×		○	183 日以上滞在の場合 課税	○	10%
ベラルーシ	○	2 年	×		○	文化的の使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
ベルギー	○	2 年 ※教育に限定	○		○	10%
ポーランド	○	2 年	○		○	文化的の使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
香港	×		○		○	5%
マレーシア	×		○	183 日以上滞在の場合課税	○	10%
南アフリカ	×		○	183 日以上滞在の場合課税	○	10%
メキシコ	×		○	183 日超滞在の場合課税	○	10%（真正譲渡を除く）
モルトバ	○	2 年	×		○	文化的の使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%
ルクセンブルグ	○	2 年 ※居住地で課税されること	○		○	10%
ルーマニア	○	2 年	○	183 日超滞在の場合課税	○	文化的の使用料 → 10% 工業的使用料 → 15%
ロシア	○	2 年	×		○	文化的の使用料→ 免税 工業的使用料→ 10%